

# 全国マック協議会会則

2008年1月26日

## (創設の趣旨)

第1条 メリノールレジデンス（大宮ハウス）から三ノ輪マック、そして現在の各施設（以下「各マック」という。）に繋がる基本的な活動理念を再認識し、各マックがその共通の活動理念の下で施設運営を行うことを確認・協議していく場として全国マック協議会（以下「協議会」という。）を創設する。

## (構成)

第2条 協議会を構成する各マックについては別紙1に定め、当該マックをもって構成するグループをマックグループと称する。

2 マックグループ内において各マックは自立・自律した存在として互いに尊重しなければならない。但し、他のマックまたはマックグループ全体に影響を及ぼす事柄についてはこの限りでない。

## (マックグループ基本理念)

第3条 各マックが施設運営を行なうにあたり、その共通した基本的活動理念として「マックグループ基本理念」を定める。

## (マックグループ行動倫理基準)

第4条 マックグループ基本理念を実践し社会的な責任を担うために、各マックの職員及び理事等に求められる行動倫理の基準として「マックグループ行動倫理基準」を定める。

## (所掌)

第5条 協議会は創設の趣旨に基づき、次の各号に示す活動を行なう。

(1) 各マックの運営上の問題についての協議及びその経験の分かち合い。

(2) マックグループが共通した質の高いサービスを提供していけるように、人材の育成を図るための研修。

(3) マックグループ基本理念及びマックグループ行動倫理基準を実践していくため  
分かち合い及びこれらを次の世代に手渡していくこと。

(4) マックグループ全体に影響を及ぼす事柄について、必要に応じ、各マックの合意を得て、マックグループの意見として社会に対し発信していくこと。

(5) その他、創設の趣旨に基づく活動。

#### (組 織)

第6条 協議会は第1条第2項に掲げるマックグループの施設長をもって組織し、必要に応じ顧問を置くことができる。(別紙2)。但し、顧問は、協議会会議において3分の2以上の施設長の合意をもって、マックの施設長を経験した者、各マックの理事(運営委員会委員)を経験した者、次条に掲げる議長及び副議長を経験した者のなかから選任する。

#### (議 長)

第7条 協議会に議長を置く、また、必要に応じ副議長を置くことができる。議長及び副議長の任期は2年とする、但し、次項の経路を経て再任をすることができる。

2 協議会は、「前条に定める施設長」の協議において議長及び副議長の候補者を選考し、当該候補者に議長及び副議長を委嘱することとする。

3 前項による選考の対象となる者は施設長に限定する必要はなく、マックの活動を理解し、当該各施設長が信頼のおけるとした者も選考の対象とすることができる。

4 議長は会務を総理する。

- 5 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。但し、議長及び副議長に事故があるとき又は議長及び副議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する施設長がその職務を代理する。

(協議会会議)

第8条 協議会の会議は議長が招集し、その議長となる。

- 2 議事は出席した施設長の全員の合意をもって決するものとする。但し、特に定めのある場合はこの限りではない。
- 3 前項にて承認された議事は、各マックそれぞれの理事会（運営委員会）の承認を得なければならない。
- 4 各マックそれぞれの理事会（運営委員会）で承認を得られなかった事項については、課題整理を行ない協議会の会議で再協議するものとする。

(加盟)

第9条 団体（施設）が協議会への加盟を希望する場合、創設の趣旨（第1条）、マックグループ基本理念（第3条）、マックグループ行動倫理基準（第4条）に賛同することを要件とする。

- 2 協議会への加盟を希望する団体（施設）は、加盟申請書（別紙3）を議長に提出しなければならない。
- 3 協議会への加盟は、協議会会議においてマックグループ施設長の総意により認めることとする。

(脱会)

第10条 協議会からの脱会は各マックの自由意思によるものとする。但し、脱会を希望する施設は、脱会申請書（別紙4）を議長に提出しなければならない。

- 2 法令を遵守していないと認められる場合や創設の趣旨（第1条）及びマックグループ基本理念（第3条）並びにマックグループ行動倫理基準（第4条）に著しく反した活動を行なっていると認められるマックについては、協議会

会議において当該マック施設長を除いた3分の2以上の施設長の合意をもって、協議会への加盟の停止又は協議会からの脱会をさせることができる。

- 3 協議会への加盟の停止を行なった後、当該マックが加盟停止となった問題の解決が図られない場合、協議会会議において当該マック施設長を除いた3分の2以上の施設長の合意をもって、協議会からの脱会をさせることができる。

(会則の変更)

第11条 本会則は、協議会会議において3分の2以上の施設長の合意をもって変更することができる。

(解散)

第12条 協議会は、協議会会議において協議会を構成する4分の3以上の施設長の合意をもって解散することができる。

(残余財産の処分)

第13条 前条の解散にともなう残余財産が生じた場合、当該残余財産については、協議会会議において解散時の協議会を構成する4分の3以上の施設長の合意をもって、次の各号に示す処分方法を選択し処分しなければならない。

- (1) 解散時の協議会を構成する「マック」への分配。
- (2) 本会と類似の目的を持つ他の団体への寄付。

(会費)

第14条 協議会の構成団体は年会費(年度)として1万円を納める義務を負う。なお、新たに加盟する施設については、加盟日が属する年の年会費を満額納めなければならない。

- 2 第2条別紙1に定めるマックが脱会により協議会から離脱する場合、当該マックが既に納めた年会費については返還を行なわない。

(事務局)

第 15 条 特定非営利法人ジャパンマック（〒114-0023 東京都北区滝野川 7-30-5）の協力の下、協議会事務局を当該法人内に置く。

2 協議会事務局は協議会事務を処理する。

3 協議会事務局事務員は第 1 項に掲げる特定非営利法人ジャパンマックの職員を以って充てる。但し、各マックの職員を以って充てることもできる。

<附 則>

本会則は 2008 年 9 月 1 日より施行する。